



新年のごあいさつ

尾道市長
平谷 祐宏

明けましておめでとうございます。

市民の皆様方におかれましては、希望に満ちた輝かしい新春を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

また旧年中は尾道市政に対し温かいご理解とご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。

尾道市におきましては昨年、「瀬戸内しまなみ海道開通10周年」といった節目の年にあたり、「サイクルモードしまなみアイランドライド2009」をはじめ、しまなみ海道を舞台とした多彩なイベントに内外より多くの方が参加され、本市が有する比類なき素晴らしい景観、豊かな歴史・文化とともに、市民の皆様方の温かいおもてなしの心にも触れていただきました。

観光立国を目指す国においては、今年を「ビジット・ジャパン・イヤー」と位置づけ、訪日観光客の誘致を強力に推し進めることとなっております。

その最重点地域に指定されている「瀬戸内海」を有する本市におきましても、この好機を捉え、「徒歩でも自転車でも渡れるしまなみ海道」の魅力を発信するとともに、内外の来訪者受け入れ体制の整備にも積極的に取り組み、将来の交流人口拡大と地域活性化に繋げて参りたいと考えております。

現在、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速な変化を遂げ、まさに新たな歴史的転換期にあります。

地球環境の保全や福祉・医療サービスの問題、食の安全確保など、従来の考え方や取り組みでは解決が困難な多くの問題に、今を生きる私たちは直面しています。

私たちを取り巻くこうした高度で多様な諸課題を克服するためには、行政のみならず、市民・企業・団体など様々な主体が対等な関係で「情報」と「責任」を共有しながら、それぞれの知識・経験等を活かし協力して活動していく「協働」のまちづくりが求められているところです。

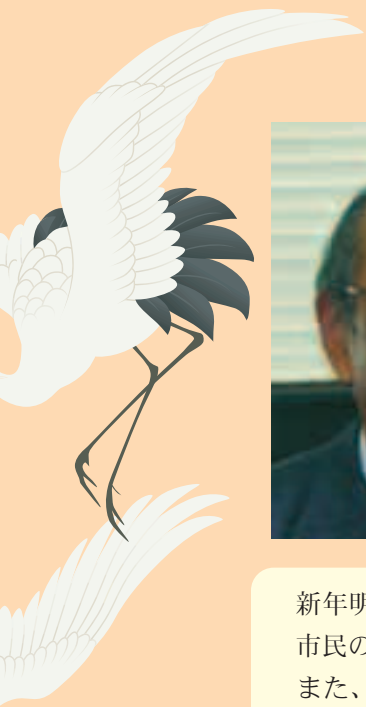
こうした中、今年本市におきましては、行政と市民等が深い理解と強い信頼関係を築き、お互いを新たな時代に相応しいまちづくりのパートナーとして認め、拡大する公共的課題に対し共に取り組んでいくため「尾道市協働のまちづくり指針」を策定することとしています。

中国横断自動車道尾道松江線の一部開通も平成22年度中に予定されるなど、「瀬戸内の十字路口」としての尾道の重要性は未来に向け益々高まってまいります。

「創造都市尾道」の実現を目指し、「人」と「つながり」をキーワードに、夢と希望溢れる尾道の新たな時代に向けて、市民の皆様方とともに力強い一歩を踏み出してまいりたいと考えております。

市政への倍旧のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに今年一年が市民の皆様方にとって健康で幸多き年となりますことをお祈り申し上げます。年頭の挨拶といたします。



年頭のごあいさつ

尾道市議会議長
松谷 成人

新年明けましておめでとうございます。

市民の皆様には、輝かしい新春をお健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、日頃から市議会の活動に対しまして、温かいご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年は、米国で「CHANGE」を掲げたバラク・オバマ新大統領が就任し、わが国でも8月の衆議院議員選挙において、「政権交代」を訴えた民主党の躍進による鳩山新政権が誕生するなど、内外で大きな変革の年でございました。

こうした変革は、長期化する景気の低迷と、それに対する政治の閉塞感も、変化を促した大きな要因ではないかと考えております。

民主党を中心とする新政権に評価を下すのは時期尚早かと思いますが、効果的な経済政策がなされたとしても、長引く不況で疲弊した地方経済の回復には、まだまだ時間を要するものと思います。

新政権への期待は覚えつつも、地方は地方で、その取り巻く環境に左右されない回復の道を模索せねばなりません。

景気の低迷は、税収の減少や交付税の減額などを招き、自治体財政もさらに厳しい環境におかれることとなります。尾道市でも、より一層の効率的な行政運営に資すべく、一昨年から事務事業の見直しを行っておりますが、市議会として、さらなる行財政の効率的な運営を求め、効果的な施策を講ずることで、不況下にあっても、なお揺るぎない尾道市の構築に努めてまいり所存でございます。

また、こうした厳しい財政環境下にあっても、緊急経済対策を講じつつ、施策を吟味する中で、昨年は向島町と瀬戸田町に、それぞれ「市民センターむかいしま」と「瀬戸田支所」を開所し、今年4月には因島地域で待望の「因島南中学校」が開校の運びとなるなど、合併後の新尾道市地域を含めた環境整備にも意を用いながら、より一層の一体感の醸成に努めてまいりました。

市議会は、市長を長とする執行機関に対する監視権限を与えられるとともに、政策立案機能も有しておりますが、市長と議会が対立するのではなく、対等な住民の代表機関として、緊張関係を保ちつつ協力して自治体運営に取り組みたいと考えております。

今後も限られた予算の中で、多くの市民の皆様が等しく享受できる生活環境を整備するための、真に必要な施策を見極めるとともに、市民の皆様や、各界の皆様と協働して、先人が営々と築いてこられた伝統ある尾道のさらなる繁栄が約束される年になりますよう、行政ともども力を尽くしてまいりますので、今後とも皆様のご支援、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

年の始めにあたり、市民の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。



故郷を愛し、平和を祈り続けた 日本美術界の重鎮

名誉市民

平山郁夫さんご逝去



本市の名誉市民平山郁夫さん(79歳)が、去る12月2日12時38分、東京都内の病院でご逝去されました。

平山郁夫さんは瀬戸田町に生まれ、幼少期を過ごした後、広島市内の修道中に進学、3年生の時に学徒動員先で原爆投下を目撃し、同時に被爆。九死に一生を得ました。この被爆体験は、その後の人生に大きな影響を与えました。

以後、東京美術学校(現東京芸術大)に進み、主任教授であった前田青邨に師事し、卒業の翌年の昭和28年「家路」で日本美術院展に初入選。以来、入選を重ね、昭和39年には34歳の若さで同人に推挙、平成8年には日本美術院理事長に就任されました。我が国を代表する日本画家への道を順調に歩まれたと見える作家人生も、被爆の後遺症に苦しめられる苦難の道でもあり、幼児期「絵日記」に描いたふるさと瀬戸田の風景を「心象の原風景」としながら、被爆体験をもとにした「平和」への希求こそ永遠のテーマでありました。

昭和34年、発表の「仏教伝来」は、新たな境地を拓くものでした。これを機に150回にも及ぶ玄奘三蔵の歩いた道を追体験する取材旅行が始まりました。シルクロードは、平山郁夫さんにとって心の平和のふるさとでもあったのでしょう。悠久の歴史をたたえたシルク

ロードの風景(作品)は、高く評価され、のち『シルクロードの画家』と称されるようになりました。

シルクロードの取材を続ける中、敦煌莫高窟など周辺の貴重な遺跡が崩壊の危機に直面しているのを目の当たりにし、「文化財赤十字」活動を提唱、私財を投じて文化遺産の保護を訴え続けられたのは皆様ご承知のとおりです。

平成元年、東京芸術大学学長に就任、平成5年には文化功労者、平成10年に文化勲章を受章されました。

平成9年、平山郁夫美術館が開館し、以来わが子をおしむかのように、ほぼ毎年帰郷されていましたが、平成20年秋「前田青邨・平山郁夫師弟展」の開会式への出席が最後の帰郷となりました。子どもたちの成長を願って創設された「平山郁夫美術館賞」の選考には、その一点一点に温かい目を注がれていたのも懐かしい思い出です。

平山郁夫さんのご冥福を心からお祈りいたします。

故平山郁夫さんお別れの会

日時 2月13日(土)13:00～

場所 ベル・カントホール(瀬戸田町)

問い合わせ先 秘書広報課秘書係 ☎0848-25-7300

都市計画税

向島・因島・瀬戸田地区については、合併に伴う経過措置として平成21年度まで都市計画税の課税が免除されていますが、平成22年度から課税となります。

都市計画税とは

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税されるものです。

例えば、都市計画事業には街路、公園、下水道などの都市計画施設の整備事業や市街地開発事業などがあります。

都市計画法による都市計画区域のうち、1月1日(賦課期日)現在に市街化区域内及び用途地域内に所在する土地、家屋に対してその所有者などに課税されます。

また、住宅用地については固定資産税に準じた課税標準の特例措置、負担調整措置が講じられています。

都市計画税の納税義務者は

1月1日(賦課期日)現在に都市計画区域のうち市街化区域及び用途地域内に土地、家屋を所有している人です。

都市計画税は、固定資産税とあわせて納めていただきます。

市街化区域、用途地域とは

「市街化区域」は、道路や下水道など公共施設を整備し、優先的かつ計画的に市街化を図るために定められた区域です。

「用途地域」は、建築物の用途、建ぺい率や容積率、高さなど規制誘導することにより、住・商業・工業を適正に配置し、良好な都市環境の形成と機能的な都市活動の確保を図るために定められた区域です。

都市計画税の税額の計算方法は

計算方法は、課税標準額×税率(0.3%)=税額です。

課税標準額は、原則として、固定資産税の課税台帳に登録された価格(評価額)と同様です。

ただし、土地については住宅用地の課税標準の特例措置(※1)など固定資産税とは若干異なる場合があります。また、家屋については、新築住宅に対する軽減措置(※2)は都市計画税にはありません。固定資産税が免税点未満(※3)となる土地と家屋については、都市計画税も課税されません。

※1 住宅用地の課税標準の特例措置は次のとおりです。

○小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡以下の部分)

【都市計画税】価格の3分の1

【固定資産税】価格の6分の1

○一般住宅用地

(小規模住宅用地以外の部分)

【都市計画税】価格の3分の2

【固定資産税】価格の3分の1

※2 固定資産税では、要件に該当すれば住宅新築後3年度分または5年度分(認定長期優良住宅については5年度分または7年度分)に限り、住宅部分120㎡分について、税額が2分の1に減額されますが、都市計画税では軽減措置の適用はありません。

※3 市内に同一の人が所有している資産について、課税標準額の合計が、土地30万円、家屋20万円に満たない場合には課税されません。



固定資産税と都市計画税の比較例

住宅が建っている宅地と家屋を例に税額を計算してみます。

宅地	地積 330㎡	評価額 8,910,000円
家屋	専用住宅 木造 2階建 平成10年建築 延床面積 132㎡	評価額 4,653,000円

【固定資産税】

固定資産税課税標準額

土地

課税標準額の特例措置

200㎡までの分

評価額5,400,000円×1/6=900,000円

200㎡を超える分

評価額3,510,000円×1/3=1,170,000円

合計 2,070,000円

家屋

評価額=課税標準額 4,653,000円

固定資産税課税標準額(合計)

2,070,000円+4,653,000円=6,723,000円

固定資産税課税標準額×税率=固定資産税

6,723,000円×1.4/100=94,100円

【都市計画税】

都市計画税課税標準額

土地

課税標準額の特例措置

200㎡までの分

評価額5,400,000円×1/3=1,800,000円

200㎡を超える分

評価額3,510,000円×2/3=2,340,000円

合計 4,140,000円

家屋

評価額=課税標準額 4,653,000円

都市計画税課税標準額(合計)

4,140,000円+4,653,000円=8,793,000円

都市計画税課税標準額×税率=都市計画税

8,793,000円×0.3/100=26,300円

問い合わせ先 【税額など】資産税課土地係(☎0848-25-7162) 家屋係(☎0848-25-7164)

因島瀬戸田税務課資産税係(☎0845-26-6228)

【市街化区域、用途地域など】まちづくり推進課まちづくり推進係(☎0848-25-7222)

市県民税／国民健康保険料／介護保険料

申告相談を行います～申告はお早めに～

今年も、市県民税、国民健康保険料、介護保険料の申告時期が近づいてきました。
市では、次の日程で申告相談を行います。早めに申告の準備をして、正しく申告しましょう。

市県民税の申告が必要な人は

前年中に所得があった人で、今年1月1日現在、市内に住んでいる人

市県民税の申告をしなくてもいい人は

- 所得税の確定申告をする人
- 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人
- 前年中の所得が公的年金等のみの人
- ※給与所得または公的年金等所得のみの人でも、扶養親族の変更、社会保険料の追加や医療費控除など所得控除を受ける人は申告が必要です。

所得がない人は

前年中に所得がない人でも、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料や介護保険料の算定のために申告が必要な場合があります。また、こうした保険に本人が加入していなくても家族が加入している場合や公営住宅・児童手当・各種福祉手当等の手続きで申告が必要な場合があります。



相談時間 9:00～12:00、13:00～16:30 (土・日曜日および下表で特に指定している場合を除く)

相談会場 市役所本庁内は申告相談会場がありません。
申告書を郵送していただくか下表にある申告相談会場へお越しください。

1 旧尾道市の区域(次の2～5の支所管轄等区域以外の区域)

地区	申告相談会場	日程
向東町	向東支所	2月2日(火)～3日(水)
百島町	百島公民館	2月4日(木)～5日(金) ※5日は9:00～12:00
浦崎町	浦崎公民館	2月4日(木)～5日(金)
原田町	原田公民館	2月8日(月)
木ノ庄町、美ノ郷町(三成・猪子迫を除く)	農村環境改善センター	2月9日(火)～10日(水)
上記以外	総合福祉センター	2月16日(火)～3月15日(月)

※市役所本庁内では申告相談を行いませんので、ご注意ください。

※総合福祉センターの駐車スペースは限られており、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

2 御調支所管轄区域

地区	申告相談会場	日程
菅野(菅振興区を除く) 上川辺	上川辺公民館	2月15日(月) 午前:仁野、平木、菅(菅振興区を除く) 午後:大蔵、大塔
		2月16日(火) 午前:中原、大町、三郎丸 午後:白太、岩根、本
河内(大田を除く)、今津野	河内公民館	2月17日(水) 午前:丸河南/午後:津蟹
		2月18日(木) 午前:丸門田/午後:徳永
		2月19日(金) 午前:野間、植野/午後:今田、福井
綾目、菅野(菅振興区のみ) 河内(大田のみ)	御調文化会館2階	2月22日(月) 午前:綾目/午後:山岡、大原、菅(菅振興区)
		2月23日(火) 午前:公文/午後:大田
大和	御調文化会館2階	2月24日(水) 午前:千堂、下山田/午後:大山田
市		2月25日(木) 午前:貝ヶ原/午後:江田、国守
		2月26日(金) 市、花尻
		3月1日(月) 午前:神/午後:高尾、平、釜窪
上記日程で都合の悪い人		3月10日(水)～15日(月)

3 向島支所管轄区域

地区	申告相談会場	日程
向島町の区域	尾道市民センターむかいしま	2月16日(火)～3月15日(月)

4 因島地域(詳しくはお知らせカレンダーの裏面をご覧ください。)

地区	申告相談会場	日程
因島重井町、因島大浜町	因島総合支所	2月3日(水)※所得税の還付申告のみ
因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町		2月8日(月)※所得税の還付申告のみ
因島中庄町、因島外浦町		2月9日(火)※所得税の還付申告のみ
因島田熊町		2月10日(水)※所得税の還付申告のみ
因島土生町		2月12日(金)※所得税の還付申告のみ
因島土生町		2月16日(火)～17日(水)
因島田熊町		2月18日(木)～19日(金)
因島中庄町、因島重井町		2月22日(月)
因島重井町	重井公民館	2月26日(金)※9:15～12:00、13:00～16:30
因島三庄町、因島椋浦町	三庄公民館	3月1日(月)～2日(火)※9:15～12:00、13:00～16:30
因島中庄町、因島鏡浦町 因島外浦町、因島大浜町	中庄公民館	3月3日(水)～4日(木)※9:15～12:00、13:00～16:30
因島三庄町、因島椋浦町	因島総合支所	3月5日(金)
因島中庄町、因島鏡浦町		3月8日(月)
因島外浦町、因島大浜町		3月9日(火)
因島土生町、因島田熊町		3月10日(水)
因島重井町		3月11日(木)～15日(月)
上記で都合の悪い人		

5 生口島地域(詳しくはお知らせカレンダーの裏面をご覧ください。)

地区	申告相談会場	日程
林、中野、鹿田原、沢、 瀬戸田、港、福田、高根	瀬戸田市民会館	2月4日(木)※13:30～15:30/年金確定申告説明会
因島原町、因島洲江町、名荷、 垂水、田高根、荻、宮原、御寺	生口島開発総合センター	2月5日(金)※13:30～15:30/年金確定申告説明会
田高根、荻、宮原、御寺		2月16日(火)※9:30～12:00
名荷、林、鹿田原、沢	瀬戸田支所	2月17日(水)※9:00～12:00、13:00～16:00
中野、高根、垂水		2月18日(木)※9:00～12:00、13:00～16:00
福田、港、瀬戸田		2月19日(金)※9:00～12:00、13:00～16:00
因島原町、因島洲江町、上記で都合の悪い人		2月22日(月)～23日(火)※9:00～12:00、13:00～16:00
因島原町、因島洲江町	いきいきサロン東生口	2月25日(木)※9:15～16:30

問い合わせ先 市民税課市民税係(☎0848-25-7154) 保険料係(☎0848-25-7145)
因島瀬戸田税務課因島市民税係(☎0845-26-6227) 瀬戸田税務係(☎0845-27-2214)

御調・向島・瀬戸田町区域の企業の皆さんへ

法人市民税の法人税割の税率が14.7%に統一されます

合併前の法人税割の税率は、御調町及び瀬戸田町が12.3%、向島町が14.5%でした。合併に伴う経過措置として、旧町の中に事務所等がある法人については、平成22年3月31日までに終了する各事業年度分の申告については、旧町の税率に据え置くこととされていましたが、平成22年4月1日以降に終了する事業年度分から14.7%に統一されます。(旧税率で申告された内容の修正申告については、旧税率のままとなります。)

申告の際は、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

問い合わせ先 市民税課市民税係(☎0848-25-7152)

所得税～平成21年分所得税の確定申告について～

平成21年分所得税確定申告期間は、2月16日(火)～3月15日(月)です。

土・日・祝日は、税務署での相談および窓口での申告書の受付は行っていませんのでご注意ください。
(時間外収受箱への投函により提出することは可能です。)

なお、還付申告の場合は、2月15日(月)以前でも提出することができます。

■申告会場の開設日程・場所

対象地域	開設日時	場 所
尾道市および尾道税務署管轄全域	1月26日(火)～3月15日(月) 9:00～17:00	尾道税務署
因島 因北地域	2月23日(火) 9:15～16:00	因島市民会館
因島 因南地域	2月24日(水) 9:15～16:00	因島市民会館
東生口・瀬戸田地区	2月25日(木) 9:15～16:00	瀬戸田市民会館

※本年から御調文化会館での税務署職員による申告会場は開設しませんのでご注意ください。

■申告に必要なもの

源泉徴収票(給与・年金)／印鑑／還付を受ける場合は申告者名義の口座番号／生命保険料・地震保険料など控除証明の書類／社会保険料(国民健康保険料・介護保険料・国民年金保険料など)の支払額の証明書・領収書など／医療費控除を受ける場合は領収書(必ず医療を受けた人別、医療機関別に集計してください。)

問い合わせ先 尾道税務署(☎0848-22-2131)

国税の申告・納税等の手続きはe-Taxで! 詳しくはホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

電子証明書の発行が必要な人はお早めに

e-Tax(国税電子申告・納税システム)等、公的個人認証サービスを利用した行政手続きを行う際に必要な「電子証明書」の発行を行っています。

申請に必要なもの

①住民基本台帳カード

※住民基本台帳カードを取得していない人は、まず住民基本台帳カードの交付申請をしてください。(即日交付できません。)

②官公署発行の写真付本人確認書類(運転免許証、写真付住民基本台帳カード等)

※官公署発行の写真付本人確認書類をお持ちでない人、または代理人申請の場合、即日発行できません。再度窓口に来ていただく必要があります。

申請場所 本庁市民課、因島総合支所市民生活課、御調支所住民課、向島支所住民福祉課、瀬戸田支所住民福祉課

手数料 500円

有効期間 3年間(住所、名前等に変更があった場合証明書は失効します。)

3月12日(金)までの毎週金曜日に

電子証明書の発行を午後7時まで時間延長します

実施日 1月15日・22日・29日、2月5日・12日・19日・26日、3月5日・12日

実施場所 本庁市民課・因島市民生活課

問い合わせ先

【住民基本台帳カード、電子証明書の取得方法】

市民課(☎0848-25-7160)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

ホームページ

【電子証明書(公的個人認証)】<http://www.jpki.go.jp/>

【ICカードリーダー/ライター】<http://www.jpki-rw.jp/>

【e-Tax】<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

住民基本台帳カードを取得しませんか

市役所や金融機関等の各種手続きで、本人確認書類の提示が必要になっています。顔写真付の本人確認書類をお持ちでない人、運転免許証を返納した人は、市が発行する顔写真付き住民基本台帳カードをおすすめします。

申請に必要なもの

写真(縦:4.5cm×横3.5cm 正面无帽無背景で6カ月以内に撮影されたもの)、代理人申請の場合は委任状が必要

※住民基本台帳カードは即日交付できません。受け取りは原則本人です。

※手数料は500円で、10年間有効です。

※百島・浦崎・向東支所は申請はできますが、交付は本庁または他の支所になります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 市民課住民係(☎0848-25-7160)



住宅用太陽光発電システムとLED照明器具等を複合的に設置すると補助金が出ます

①交付額

1件 7万円

②補助の対象になる人

- (1)市内の自ら居住または居住する予定の住宅(店舗、事務所等との兼用は可)に※住宅用太陽光発電システム(以下システム)と※省エネ設備を設置する人
- (2)システムと省エネ設備が設置された市内の建売住宅を購入する人

※対象となる仕様基準について、システムのことは④を、省エネ設備については⑤をご覧ください。

※システムと省エネ設備の片方だけでは対象になりません。両方で対象になります。

※システムと省エネ設備は未使用品であることが条件です。中古品は対象外となります。

③補助を受けるために必要なこと

- これからシステムを設置、または建売住宅を購入すること(すでに完了している場合は対象外)
- 平成22年3月10日までにシステムを設置、または建売住宅の売買を完了すること
- 市内在住または平成22年3月10日までに転入すること
- 尾道市税等の滞納がないこと
- 自ら電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約を結ぶこと

④補助の対象となるシステム

- 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kw未満であること
- 太陽光発電普及拡大センター(「J-PEC」)の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書(J-PEC第0810-0011号)の要件に適合すること

⑤補助の対象となる省エネ住宅設備

省エネルギー設備	備考
発光ダイオード(LED)照明器具	一体的な導入(居室、場所単位)かつ2灯以上であること(LED電球への球替えは対象外)
断熱材(厚み:20mm以上)	一体的な導入(居室・箇所単位)
複層ガラス	一体的な導入(居室単位)
窓ガラス用熱遮断フィルム	
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	国から設備の補助金を受給している場合は不可
自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	

※上記以外の省エネルギー設備であっても、市長が認める場合には補助対象とします。

この制度は3年間(平成24年3月10日まで)実施します。詳しくは、環境政策課のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 環境政策課(☎0848-25-7430)

ホームページ <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/kankyoo/>

機構改革に伴う本庁舎のレイアウト変更

本市では、市民税、国民健康保険料及び介護保険料などの賦課に係る業務の効率化を図るとともに、市民の皆さんとの窓口を一本化するため、これらの業務に係る部署を統合する機構改革を本年1月4日付けで実施しました。

具体的には、「保険年金課保険料係」を廃止し、新たに市民税課に「保険料係」を創設します。

これに伴い、1月4日(月)から本庁舎の2階のレイアウトを変更していますので、ご注意ください。

問い合わせ先 総務課(☎0848-25-7332)

市民税課	収納課	市金庫	会計課	監査事務局
	階段室	EV	化粧室	階段室
				EV
新設(保険料係)	保険年金課		資産税課	

災害時要援護者の登録意向調査

本市では、障害のある人を対象に、災害時に避難支援が必要な要援護者の登録の意向調査を実施しています。昨年12月7日付で調査対象者に依頼文等を送付していますので、調査の趣旨をご理解いただき、必要事項を記入して返信をお願いします。

また、調査対象者以外の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人で、災害時要援護者に登録を希望する人は、社会福祉課にご連絡ください。

調査対象者

◇身体障害者手帳1級または2級を所持する一人暮らしの人

◇療育手帳④またはAを所持する一人暮らしの人

◇精神障害者保健福祉手帳1級を所持する一人暮らしの人

◇上記障害者手帳を所持する複数障害者世帯の人

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉係(☎0848-25-7124)



ご存じですか！こんな制度



母子家庭、障害のある人対象

母子家庭や障害のある人に対する福祉制度として次のような手当などがあります。支給要件に該当する人でまだ受けていない人は、すぐに申請してください。

なお、申請に必要なものがそれぞれありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

制度の名称	受給対象者	支給要件	支給の制限	支給額等	担当課
児童扶養手当	父と生計を別にする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の母または養育者。(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)	○父母が婚姻を解消 ○父が死亡・生死不明 ○父が1年以上遺棄 ○父が重度の障害者 ○父が1年以上拘禁 ○未婚の母	○施設に入所している人 ○公的年金を受けている人(老齢福祉年金を除く) ○所得が一定額以上ある人	月額 対象児童一人の場合 全部支給：41,720円 一部支給： 9,850円～41,710円 第2子加算：5,000円 第3子以降加算： 3,000円	子育て支援課児童福祉係 (☎0848-25-7113) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6210) 御調支所住民課 (☎0848-76-2136) 向島支所住民福祉課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)
特別児童扶養手当	身体、知的または精神に中・重度の障害のある20歳未満の障害児を家庭で監護している人	○「身体障害者手帳」概ね1級、2級、3級の人(4級は一部) ○「療育手帳」概ね㉔、A、㉕の人	○施設に入所している人 ○障害を理由とする年金を受けている人 ○所得が一定額以上ある人	月額 重度障害児:50,750円 中度障害児:33,800円	
特別障害者手当等	特別障害者当	身体、知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の入	○施設に入所している人 ○病院等へ3ヵ月を超えて入院している人 ○所得が一定額以上ある人	月額:26,440円	
	障害児福祉手当	身体、知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の障害児	○施設に入所している人 ○障害を理由とする年金を受けている人 ○所得が一定額以上ある人	月額:14,380円	社会福祉課障害福祉係 (☎0848-25-7125) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所住民福祉課 (☎0848-44-0111)
重症心身障害者福祉年金	知的および身体に障害のある人で、市内に引き続き2年以上居住している人(施設に入所している人は、入所前に引き続き2年以上市内に居住し、養護者が市内に居住していること。2歳未満の障害児で、養護者が引き続き2年以上市内に居住していること) ※向島町・因島各町に居住している人は別途支給要件があります。	○「身体障害者手帳」1級、2級、3級の人で、かつ療育手帳㉔、A、㉕の人 ○「身体障害者手帳」1級、2級の人で、20歳未満の人 ○「療育手帳」㉔、Aの人で、20歳未満の人	—	年額:40,000円	瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)

就学援助

市では、市立の小・中学校に在学(入学)する児童生徒に、家庭の事情に応じて、学用品費、給食費、修学旅行費などを援助する制度を設けています。

援助の内容 【金額は平成21年度の年額】

区分	学用品費等	新入学用品費	学校給食費	修学旅行費	校外活動費	通学費	医療費	
小学校	1年	12,610円	19,900円	実費	実費	限度あり	実費	実費
	2～6年	14,780円	—					
中学校	1年	23,880円	22,900円	実費	実費	限度あり	実費	実費
	2・3年	26,050円	—					

※生活保護を受けている人は、修学旅行費および医療費のみが対象となります。

援助を受けることができる人

申請理由	証明書類
生活保護を受けている人	(必要ありません)
生活保護が停止や廃止になった人	(必要ありません)
市民税が非課税の人	市・県民税課税台帳記載事項証明書
市民税が減免された人	市・県民税額変更通知書の写
個人事業税が減免された人	個人事業税減免通知書の写
固定資産税が減免された人(家屋新築による減免は除く)	固定資産税賦課決定減額通知書の写
国民年金の掛け金が免除された人	国民年金保険料免除申請承認通知書の写
国民健康保険料が減免または徴収猶予された人	国民健康保険料減免申請に伴う決定書の写
児童扶養手当を受けている人(児童手当または特別児童扶養手当は除く)	児童扶養手当証書の写
生活福祉資金の貸し付けを受けている人(旧世帯更生資金)	生活福祉資金貸付決定通知書の写
雇用保険の失業給付を受けている人	雇用保険受給資格者証の写
経済的に困っている人	平成21年分給与所得の源泉徴収票、平成21年分確定申告書の(控)など所得を証明するもの(世帯の中で学生を除く就労可能な年齢(16歳以上)の人は、収入の有無に関わらず所得を証明する書類の添付が必要です。源泉徴収票または確定申告書(控)の添付ができない場合は、平成21年度(平成20年分)市・県民税課税台帳記載事項証明書を添付してください。)

申請方法 援助を希望する人は、学校または教育委員会にある「就学援助費申請書」を学校へ提出してください。

※生活保護を受けている人は、必ず申請してください。

申請期限 在校生: 3月19日(金) 新入生: 4月9日(金)

※中途申請も随時受け付けています。

問い合わせ先 教育指導課(☎0848-20-7474)

母子家庭・寡婦などへの就学支度資金や修学資金貸付

県では、次のとおり就学支度資金等の貸付制度を設けています。説明や予算枠がありますので、申請前に必ず下記へ相談、お問い合わせください。(貸付の申請の前に、母子ともに面接を受ける必要があります。)

問い合わせ先

東部厚生環境事務所厚生課医療福祉係
(☎0848-25-2011)

申請書提出先

子育て支援課 (☎0848-25-7113)

因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6210)

御調支所住民課 (☎0848-76-2136)

向島支所住民福祉課 (☎0848-44-0111)

瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)

		就学支度資金		修学資金			
貸付限度額	高	国公立	自宅通学	75,000円	月額	自宅通学 18,000円	
			自宅外通学	85,000円		自宅外通学 23,000円	
	校	私立	自宅通学	410,000円	月額	自宅通学 30,000円	
			自宅外通学	420,000円		自宅外通学 35,000円	
	大	国公立	自宅通学	370,000円	月額	自宅通学 45,000円	
			自宅外通学	380,000円		自宅外通学 51,000円	
		学	私立	自宅通学	580,000円	月額	自宅通学 54,000円
				自宅外通学	590,000円		自宅外通学 64,000円
対象		母子家庭の児童、父母のない児童、寡婦の子等					
措置期間		卒業後6カ月					
償還期間		10年以内					
利子		無利子 ※ただし、償還の期限に遅れた場合は、違約金がつきます。					

※就学支度資金、修学資金ともに進学先が確定次第随時申請書を受け付けます。

※資金交付までには、1～2カ月かかります。